

# 八街市教育委員会議事録

令和5年第3回定例会

期 日 令和5年3月23日（木）  
開会 午後 1時25分  
閉会 午後 2時15分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	加曾利 佳 信
出席委員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	並 木 光 男
	委 員	吉 田 昌 弘
	委 員	橋 爪 通 代

出席職員	教 育 部 長	土 屋 武 志
	教育総務課長	秋 葉 忠 久
	学校教育課長	本 間 照 美
	社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長	須賀澤 勲
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	土 屋 颯 仁
	図 書 館 長	富 谷 和 恵
	学校給食センター所長	岩 井 濟
	教育総務課副主幹（事務局）	塚 本 廣

## 1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和5年第3回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席委員は全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

## 2. 議事録署名人の指定

○教育長

議事録署名人に山田委員と橋爪委員を指定します。

### 3. 教育長報告

#### ○教育長

教育長報告を土屋部長よりお願いします。

#### ○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和5年2月18日から3月22日まで、教育長が出席しました主な行事及び動静についてご報告いたします。

2月18日 中央公民館にて第46回八街市社会教育振興大会に出席、席上「八街っ子の主張」が行われ小学生7名が作文の発表を行いました。この大会には教育委員の皆様にもご出席いただきました。参加者数は128名でした。

2月20日 特別会議室にて、朝陽小学校6年生の代表5人が募金活動などで集めたお金約6万8千円を市に寄付するための贈呈式に出席しました。子どもたちの代表から「どの街にも1つは欠点があるはず。だからこそ完璧に近い、もう成長できないくらいまですてきなまちにできるようがんばりたい」との力強い言葉を市長に述べることができました。

2月26日 スポーツプラザで、八街市総合防災訓練に参加しました。

2月27日 特別会議室にて、総合教育会議に教育委員の皆様とともに参加。ICT教育の推進及び学校給食の現状について市長等と意見交換を行いました。

3月6日 本会議場にて、教育長の人事案件について審議が行われ、次期教育長に現千葉県教育振興部長の浅尾智康先生が選任されました。

3月9日 本会議場にて、予算特別委員会に出席しました。新年度予算について審議が行われました。

3月15日 市長室にて、八街中学校と交流を行っているインドネシア大使館の教育文化担当官及び東京のインドネシア学校の校長の表敬訪問を受け懇談を行いました。

3月10日 八街北中学校の卒業式授与式に出席しました。各中学校の卒業式には教育委員の皆様にもご出席いただきました。本年度547名が中学校を卒業しました。

3月16日 八街市議会議場にて、本会議、委員長報告等、閉会に出席いたしました。

追加議案を含め全20議案を可決し、3月議会を閉会しました。

3月17日 八街東小学校の卒業証書授与式に出席いたしました。各小学校の卒業式には教育委員の皆様にもご出席いただきました。本年度502名が小学校を卒業しました。

その他の行事等につきましては、書面をもって報告させていただきます。

#### 【質疑応答】

○教育長

ただいまの報告に対し、ご質問等ありましたらお願いします。

<質疑なし>

#### 4. 議題

##### (1) 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りいたします。

2月16日に開催しました第2回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしてありますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認めますので、当該議事録を承認いたします。

##### (2) 議決事項

○教育長

続いて、議決事項を議題とします。はじめに、議案第1号 八街市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第1号 八街市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料の2ページと、別冊「教育委員会関係規則等の整備に係る新旧対照表」の1ページをご覧ください。

こちらは、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、個人情報の保護に関する法律が、市において直接適用されることになったため、第9条第1項9号中「八街市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改めるものです。

なお、施行期日は、令和5年4月1日からです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいま、事務局から説明がありました。ご質問等のある委員は発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第1号について、可決することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 八街市営運動場の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

議案第2号 八街市営運動場の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

この改正は、「八街市公共施設予約システム」を令和5年4月1日から導入するために必要な規則の改正を行おうとするものです。

資料を見ていただく前に、概要と経緯をご説明します。

これまでは、施設の予約を窓口のみで取り扱っておりましたが、一部の施設では、受付開始日となる毎月1日に、受付時間のかなり早くから並ぶなどの利用者の負担の大きさと、人が密集することによる感染症対策の弊害が、課題となっておりました。このシステムを導入することで、パソコンやスマートフォンなどを利用して、24時間、どこからでも空き状況の確認や利用の予約ができるようにし、密集対策と利用者負担の軽減を図ろうとするものです。

なお、パソコンやスマートフォンなどをお持ちでない方につきましては、窓口にて希望日時を教えていただき、職員が入力について対応いたします。

また、このシステムは、利用の予約のためのものであり、使用料の支払いに関してはシステム内で完結しないことから、支払いに関しては、引き続き窓口での対応となります。

続きまして、お手元の資料で右上に「公共施設予約システム概要」と書かれている資料にて、利用者登録から使用の確定までの流れをフロー図にてご説明いたします。

基本的には同じ流れになりますので、「グラウンド・サッカー場の使用について」でご説明いたします。一番上の四角に囲まれている「利用者登録（仮登

録)」では、システム上で予め住所、氏名等を仮登録し、IDを取得していただきます。このID取得後、「使用者登録（本登録）」を窓口で行っていただきます。その際にはご本人確認をさせていただきます。仮登録をせずに、いきなり窓口に来ていただいても、少し時間が掛かりますが、登録はできます。

これで、「使用者登録」は完了となります。

次に「抽選予約申込」は、使用したい月の前々月の1日から3日の間に入力いただきます。例えば、4月1日から3日までに入力できるのは、6月1日から30日までの予約です。下に移動しまして、「抽選結果」につきましては、

4日にメールで当落の結果をお知らせします。競合していなければ当選、競合していた場合は抽選により当落を決定いたします。当選した方は7日以内に使用料を納めていただき、予約を確定していただきます。

落選した方は、「随時予約申込」により、空き状況を確認いただき、利用したい日があれば予約を入力し、使用料を14日以内に納めて、予約を確定いただきます。お手元の資料、教育委員会関係規則等の整備に係る新旧対照表の2ページをご覧ください。

改正点について、主だったところをご説明いたします。右側、改正後（案）をご覧ください。

3ページの第4条につきましては、このシステムの利用には事前に利用者登録が必要であること、また、登録のために本人確認を要すること、登録の有効期間は3年間とすること。

4ページの第6条及び5ページの第7条につきましては、適正な利用に反するような使用をする者に対する、使用者登録の取り消し及び停止に関すること。

引き続き、5ページ、第9条につきましては、予約申請可能な区分数、市内在住者は希望日の前々月の1日から予約を可能とし、予約数が施設数を上回る場合は抽選とすること、市外在住者は前月の1日から予約を可能とすること。

6ページの第10条につきましては、教育委員会が定める日までに許可書の交付を受けなければならないことについて、所要の改正を行うものです。

なお、この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。以上で議案第2号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 【質疑応答】

○教育長

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問等のある委員は発言願います。

<質疑等なし>

私から確認ですが、直接窓口受付とインターネット受付を併用するという  
ことですが、有利、不利についてはありますか。

○スポーツ振興課長

窓口受付は、窓口で職員が代行して入力となり、時間的な有利不利は発生し  
ません。毎月1日から3日間の受付期間のため、そこに休館日が該当してくる  
と窓口受け付けが2日間となり不利になる場合があります。

○教育長

利用者の周知をお願いします。

他にありますか。

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第2号について、  
可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号 八街市キャンプ場の管理及び運営に関する規則の一部を  
改正する規則についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

議案第3号 八街市キャンプ場の管理及び運営に関する規則の一部を改正する  
規則についてご説明いたします。

概要と経緯につきましては、議案第2号と同様でございます。

改正点について、主だったところをご説明いたしますので、新旧対照表の1  
0ページ、右側、改正後（案）をご覧ください。

第3条につきましては、このシステムの利用には事前に利用者登録が必要である  
こと、また、登録のために本人確認を要すること、登録の有効期間は3年間とするこ  
と。

12ページの第5条及び第6条につきましては、適正な利用に反するような  
使用をする者に対する、使用者登録の取り消し及び停止に関すること。

13ページの第7条につきましては、市内在住者は使用予定日の60日前か  
ら、市外在住者は30日前から予約を可能とすること。

第8条につきましては、教育委員会が定める日までに許可書の交付を受けな  
ければならないことについて、所要の改正を行うものです。

なお、この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。以上で議案第3号の  
説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問等のある委員は発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第3号について、可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号 八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○スポーツプラザ所長

議案第4号 八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

概要と経緯につきましては、議案第2号と同様でございます。

改正点について、主だったところをご説明いたしますので、新旧対照表の15ページ、右側、改正後（案）をご覧ください。

17ページの第5条につきましては、このシステムの利用には事前に利用者登録が必要であること、また、登録のために本人確認を要すること、登録の有効期間は3年間とすること。

18ページの第7条及び第8条につきましては、適正な利用に反するような使用をする者に対する、使用者登録の取り消し及び停止に関すること。

19ページの第10条につきましては、市内在住者は希望日の前々月の1日から予約を可能とし、予約数が施設数を上回る場合は抽選とすること、市外在住者は前月の1日から予約を可能とすること。

第11条につきましては、教育委員会が定める日までに許可書の交付を受けなければならないこと。について、所要の改正を行うものです。

なお、この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願います。

【質疑応答】

○教育長

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問等のある委員は発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第4号について、可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号 八街市公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○中央公民館長

議案第5号 八街市公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。

初めに、お詫び申し上げます。議案第5号に関して資料の差し替えがございます。当初お配りしてございました資料内容からシステムの導入にかかる変更点については、ありませんが、別記いたします申請書など各様式の号数つきまして、追加した様式がございましたので、条例に規定する順に並び変えるための規定を追加いたしました。

本日お配りした改正規則、新旧対照表に変えさせていただきと思います。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

では、改正内容について説明いたします。議案第2号、3号、4号と同様のシステムの利用になりますので、重複するところもありますが、概要、改正点についてご説明いたします。

中央公民館の13の貸出対象の会議室等について、本年4月から「公共施設予約システム」の導入によりまして、これまで窓口で行っていた空き状況の確認や施設予約の申し込みがこの改正により、24時間どこからでもパソコンやスマートフォンの操作により行う事ができるようになります。このシステムの稼働に併せまして、規則の一部改正を行おうとするものです。

初めに、予約システム流れについて説明いたします。

資料「公共施設予約システム概要」の4ページ、中段のフロー図をご覧ください。予約システムご利用のながれのところでございます。

①ご利用の前に利用者登録をし、各団体ごとにシステムにログインするためのIDの取得・パスワードの登録を行います。

予約受付の期間については、利用月の3月前の月の1日になります。これは改正前ですと、例えば4月1日に予約ができるのは7月1日。4月2日に予約ができるのは、7月2日と1日ずつ伸びていきましたが、改正により4月1日になると7月1日から31日と、ひと月ごとにオープンになります。

②7月分は、4月1日から4月14日までは抽選申込期間といたしまして、



③ 4月15日午前8時に当選者をコンピュータによる抽選を行い確定し、

④ 抽選結果当落を同日午前9時に申込者にメールでお知らせいたします。同時に

⑤ 随時申請の開始となり、空いているところの随時申請予約が先着順により開始いたします。

予約が確定いたしましたら、使用者は従前と同様に窓口にお越しいただきまして、使用料の支払い、公民館から許可証の発行を行うこととなります。

以上システム利用の概要となります。

次に、説明資料は、差し替え資料、黄色の付箋を貼付してあるところで、八街市公民館の管理及び運営に関する規則の新旧対照表となります。右側改正後(案)をご覧ください。規則の主な改正点を説明いたします。

1ページの第5条から3ページの第8条では、利用するには事前登録が必要であることや不正にシステムを利用したときなど使用停止することができる規定となります。

同じく3ページ第9条から4ページかけての第10条におきましては、社会教育の振興など、公益上必要な事業については優先予約を認めるものです。

4ページの第11条から5ページの第12条においては、予約できる期間、抽選、また、随時申請について規定しています。

5ページの13条においては、従前の申請書の提出にあたって、予約システムを使用した場合は、これに代えることができることなど規定しています。

この後の改正点は、条を追加したことにより、条番号を繰り下げる内容となります。

なお、附則として、この規則は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

#### 【質疑応答】

##### ○教育長

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問等のある委員は発言願います。

<質疑等なし>

私から1つ質問します。第9条の「教育長は、社会教育の振興など公益上必要な事業については、第11条第1項の規定前に優先して公民館の予約（以下「優先予約」という。）を認めることができる。」とあるが、たとえば、どのようなことが想定されますか。

##### ○中央公民館長

第9条の使用の優先予約については、教育委員会主催の成人式や、共催事業

の他、免許の更新講習や社会福祉協議会、文化協会等の事業を優先させていた  
だくこととし、今回の改正に併せて新たに追加するものです。

○教育長

他にありませんか。

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第6号について、  
可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号 八街市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則につ  
いてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○学校給食センター所長

議案第6号 八街市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について説  
明いたします。

令和5年4月から、第3子以降の学校給食費無償化制度を実施するにあたり、  
この無償化を給食費の減免で実施するため、学校給食費徴収規則に第4  
条として、減免の規定を新たに加えるものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【質疑応答】

○教育長

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問等のある委員は発言願  
います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第6号について、  
可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号 八街市第三子以降学校給食費減免実施要綱についてを議  
題とします。

事務局の説明をお願いします。

○学校給食センター所長

議案第7号 八街市第三子以降学校給食費減免実施要綱は、1月の定例会に  
おきまして、制度の内容について報告したところですが、令和5年4月から、  
多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の学校給  
食費無償化制度を実施します。本制度の要件、対象額、申請方法、減免期間、

申請様式などを定めた要綱を制定するものです。

本日、保護者に配布する案内を添付していますので、ご覧ください。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

**【質疑応答】**

○教育長

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問等のある委員は発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第7号について、可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の改正の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○学校給食センター所長

議案第8号 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則につきましても、第3子以降の学校給食費無償化制度を実施するにあたり、給食費の減免事務を教育委員会で行えるようにするため市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則のうち、補助執行事務の中に減免の規定を加える改正を行うものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

**【質疑応答】**

○教育長

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問等のある委員は発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第8号について、可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号 教職員の任免に関わる内申についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第9号 教職員の任免に関わる内申についてご説明いたします。

別紙資料についてを配付します。議案資料44ページと併せてご覧ください。別紙資料人事異動者一覧は、会議終了後回収させていただきますのでよろしくお願い致します。

本年度退職者8名、転出職員42名、転入職員46名、新規採用者11名となります。事例伝達式が3月28日になりますので、教育員会の皆さまの出席をお願い致します。以上で説明を終わります。

#### 【質疑応答】

○教育長

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問等のある委員は発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第9号について、可決することに決定いたしました。

#### (3) 報告事項

次に(3)報告事項を議題とします。

第1号報告 令和4年八街市一般会計教育費予算の補正について事務局の報告をお願い致します。

○教育総務課長

第1号報告 令和4年度八街市一般会計教育費予算の補正についてご説明いたします。

資料の45ページ及び別冊の資料で令和4年度八街市一般会計補正予算(第11号)【教育費抜粋】をご覧ください。

こちらは、令和5年3月定例議会に追加補正として提出した一般会計補正予算となります。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、補正予算事項別明細書により、歳入から、ご説明いたします。

補正予算書 8ページ をお願い致します。

20款繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金は、補正前の額から「166万1千円」を増額し、「4億4千776万2千円」とするもので、1節 財政調整基金繰入金 は、歳出 9款教育費 3項中学校費の「八街南中学校自動火災報知設備交換工事」に係る事業費の財源として、繰り入れをするものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

9 款教育費 3 項 中学校費 1 目 学校管理費につきましては、補正前の額に 1 6 6 万 1 千円を増額し、補正後の額を 9 千 6 8 1 万 4 千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中学校施設整備事業費 1 6 6 万 1 千円の増額は、1 4 節 工事請負費で、こちらは、八街南中学校の自動火災報知設備が不良のため、機器の交換工事を行うものです。

消防設備機器の保守点検につきましては、年 2 回行っておりました、令和 5 年 2 月 2 7 日に行った 2 回目の点検において、自動火災報知器の火災受信機の不良が判明し、機器の交換が必要となりました。

早急に対応するため、不良判明後から、保守管理業務契約業者の北総防災株式会社と対応を協議しておりましたが、機器の納品に時間を要し、3 月中に工事完了が見込めないとのことでありましたので、今回、追加での歳出補正予算及び繰越明許費補正で対応するものです。

なお、最新の状況として、機器の交換工事自体は、3 月 3 1 日で完了の見込みとなりました。

次に、第 2 表 繰越明許費補正 1. 追加 についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

9 款 教育費 2 項 小学校費 小学校施設整備事業費 2 千 4 6 4 万円につきましては、実住小学校給食用エレベータ改修工事費分でありまして、この改修工事については、当初、給食の配膳が無い夏休み期間での実施を予定しておりましたが、エレベータの設置、保守点検を行っているダイコー株式会社から、「コロナウィルス感染症や世界情勢の影響により、電子機器部品の供給不足による納期遅延が発生しており、夏休み期間中の完成は困難である。」との報告を受けました。

その後、同業者と検討を続け、春休み期間での工事完了に目処がついたことから、令和 5 年 3 月 6 日付けで契約を締結し、進めているところですが、今年度中の工事完成が見込めないことから、予算を繰り越すものです。

なお、工事は、給食配膳に支障が無いよう配慮し、工事を進めます。

3 項 中学校施設整備事業費 1 6 6 万 1 千円につきましては、先程、歳出補正予算でご説明しました八街南中学校自動火災報知設備交換工事 1 6 6 万 1 千円で、今年度中の工事完成が見込めないことから、予算を繰り越すものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

次に、第2号報告 令和5年度教育費予算事業費ごとの概要説明書について事務局の報告をお願いします。

○教育総務課長

第2号報告 令和5年度教育費予算事業費ごとの概要説明書についてご説明いたします。

資料の46ページ及び別冊の第2号報告資料となります。

令和5年度の主要事業等の当初予算要求につきましては、本年1月19日に開催した教育委員会定例会でご承認をいただいた後、市議会の予算審査 特別委員会の審査を経て、3月16日に開催された3月定例会の本会議において、教育費予算を含む一般会計予算として、可決成立しました。

成立した教育費予算の概要につきましては、お手元に配付させていただきました令和5年度 新年度予算事業費ごとの概要説明書にまとめてありますので、これをもって報告に替えさせていただきます。資料につきましては、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

次に、第3号報告 八街市立小中学校電子黒板の購入契約について事務局の報告をお願いします。

○学校教育課長

第3号報告 八街市立小中学校電子黒板の購入契約についてご報告いたします。

これは、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し小学校普通教室100室及び小中学校特別教室60室分の電子黒板を購入するものです。一般競争入札により契約相手方は株式会社テラサ、契約金額は8千245万6千円です。入札件数は1者でした。実住小、朝陽小、八街東小以外の9校につきましては、既に配置完了済みです。3校につきましても春休み中に設置を完了し新年度から活用できるようになります。以上で報告を終わります。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質問がなければ、本日の議題については、終了といたします。

## 5. その他

### (1) 各課等からの伝達事項

#### ○教育長

全体をとおしてご質問等ありませんか。

#### ○委員

幼稚園、小学校、中学校の卒業証書授与式に参列させていただきました。各園、学校とも中身の濃い充実した式が行われました。感染症対策も十分行って保護者の方が涙を流して感動していた姿がとても印象的でした。コロナ過でこれだけの式ができることは、日々の教育がそれだけ充実していたことだと思います。先生方のご苦勞が実のつたなと思います。

#### ○教育長

他にありませんか。

ないようであれば以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

閉会します。

教育長報告

令和5年2月17日～令和5年3月22日

日付	曜日	時間	場所	内容
2/18	土	13:00	中央公民館	第46回八街市社会教育振興大会
2/20	月	9:30	特別会議室	八街市立朝陽小学校児童からの寄付金贈呈式
2/21	火	10:00	八街市議会議場	本会議(一般質問)
2/22	水	10:00	〃	〃
2/24	金	10:00	〃	〃
2/26	日	9:00	スポーツプラザ	令和4年度八街市総合防災訓練
2/27	月	10:00	特別会議室	令和4年度第1回総合教育会議
〃	〃	13:30	教育長室	令和4年度目標申告教育長・校長面接
2/28	火	10:00	八街市議会議場	本会議(議案質疑)
3/3	金	11:00	酒々井町	広域高速ネット296放送番組審議会
3/6	月	10:00	八街市議会議場	本会議
〃	〃	14:00	八街中央中学校	教育センター運営委員会議
〃	〃	15:00	〃	第2回八街市幼小中高連携推進委員会
3/7	火	9:00	教育長室	成田法人会寄附受入
3/9	木	9:00	八街市議会議場	新年度予算審査特別委員会(文教福祉)
3/10	金	9:30	八街北中学校	卒業証書授与式
3/13	月	13:30	八街市議会議場	新年度予算審査特別委員会(総括質疑)
3/14	火	9:45	千葉県庁	千葉県教育長訪問
3/15	水	9:10	第1会議室	部課長会議
〃	〃	10:30	教育長室	令和5年度学校職員・管理職人事異動内示
〃	〃	12:50	市長室	インドネシア大使館表敬訪問
〃	〃	14:00	中央公民館	第5回社会教育委員会議
3/16	木	10:00	八街市議会議場	本会議会議(委員長報告・閉会)
3/17	金	9:15	八街東小学校	卒業証書授与式
〃	〃	13:30	中央公民館	第2回八街市文化財審議会
3/20	月	11:00	教育長室	第11回八街市小中学校長研修会打合せ
〃	〃	10:00	印旛合同庁舎	北総教育事務所長訪問
3/22	水	13:30	八街中央中学校	第11回八街市小中学校長研修会
〃	〃	16:00	教育長室	園長会議